

令和6年12月27日  
青森市企業局交通部管理課長

## 懲戒処分について

地方公務員法第29条第1項及び青森市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に基づき、職員を処分したので、お知らせいたします。

### 事案の概要

令和6年12月8日（日）、交通部営業所職員が出勤点呼時のアルコール呼気検査において、青森市自動車運送事業自動車乗務員服務規程第22条に定める酒気帯びの運用基準を上回る測定結果（0.103mg/L）が出たため、乗務を禁止したものである。

### 被処分者

交通部営業所乗務員（会計年度任用職員） 男性 60歳代

### 処分量定

減給

### 処分日

令和6年12月27日

### 公営企業管理者企業局長コメント

別紙のとおり

別紙

青森市公営企業管理者企業局長 鈴木 裕司 コメント

この度の懲戒処分により、市民の皆様のご信頼を大きく損ねる事態となりましたことは誠に遺憾であり、心からお詫び申し上げます。

自動車乗務員サービス規程にある遵守事項「酒気を帯びて出勤しないこと」の徹底については、これまであらゆる機会を通じて注意、指導してきたところであります。

しかしながら、このような事態が発生したことは非常に残念であり、このことを重く受け止め、今後は、再びこのような事態が発生することのないよう、サービス規律の遵守について改めて全乗務員への指導を徹底するとともに、乗務員研修の実施を重ね酒気帯び出勤防止に努め、市民の皆様からの信頼回復に向け全力で取り組んで参ります。